会　議　録

会議の名称	持続可能なまちづくりに向けた産業廃棄物の在り方検討専門部会 （令和４年度第２回）
開催日時	令和４年９月５日（月）14:00～16:00
開催場所	３Ｂ会議室
出席者	藤田部会長・石村委員・金子委員・山口委員（以上４名 順不同）
事務局	環境産業部 環境保全課
会議形態	公開
会議の議題	（１）第１回の主な意見と今回の論点 （２）産廃税等の導入可能性 （３）今後の検討方針について
会議の要旨	第１回の内容について振り返りを行い、産廃税等の導入可能性について事務局から概要説明をした上で、議事ごとに審議を行った。
会議録の作成方法	☐全文記録 ☑要点記録
記録内容の確認方法	☑会議の議長の確認を得ている ☐出席した構成員全員の確認を得ている ☐その他（　　）
議事要旨 【主な意見等】	**（１）第１回の主な意見と今回の論点** 【部会長】 前回の意見についての補足説明と今回の論点について事務局から説明をいただきましたが、確認事項や質問事項等ございますか。 【委　員】 特に意見なし **（２）産廃税等の導入可能性** 【部会長】 事務局からご説明がございましたが、今のご説明の内容等につきまして、先生方からご意見等ございますか。 【委　員】 産廃税を導入したとしても、処分場の削減効果はほとんどないということが、笹尾先生の研究でも、今あげられたような産廃税を導入された自治体を含めた分析が６年分ぐらいか７年ぐらいか研究がされているようですが、もう少し長期的なスパンで最近のデータまで入れたような導入効果に関する研究論文で産廃税導入の是非みたいなものとか、効果についての話も入れたほうが良いのかな…と思いました。 もし既存の研究があるのであれば、それも参考にしたほうが良いのかなというのが私の意見です。

	【委　員】 　私も実は、（前の意見と）同じことを思っていまして、笹尾先生の論文以降の研究っていうのは見たことはないですけど、笹尾先生の 2013 年の研究ですと、１０年ぐらい前ですし、なおかつ論文で使っているデータは、それよりさらに前だと思います。最近のデータまで入れて、もう少しきちんと統計分析すると、結果が変わってくるかもしれません。 【委　員】 　データの期間は、今見た感じだと 2006 年ぐらいまでなので、リーマンショックや東日本大震災など、大きなことがあったわけだから、かなりゴミに関する流れは変わってきていると思いますので、その後の分析を入れたものは、おそらく何らかの変化があるのではないか…ということを念頭に入れた方がいいかなと思います。 【委　員】 　2006 年ってことでしたら、まだ各都道府県がこういった産廃税の搬入規制を導入し始めたときの前後を使ったものではないと思いますので、長期的にゴミの流れが変わってくるかも知れませんから長期的に行っている分析があればいいんですけれども…。 【部会長】 　ありがとうございます。 　ご説明いただいた笹尾先生の論文のデータが 2006 年までということで、それ以降の産業廃棄物の搬入・搬出も含めて、また、制度の評価も含めて、データがまだ直近だと多分 2020 年ぐらいまでは揃うかな…と思うのですが、そのあたりも含めた評価を踏まえて、今後検討するほうが、より実現可能性という議論が密にできるのではないか…というご意見だったかと思います。 　直近の研究成果などもあるのでしょうか…というところもご質問にあったかと思いますが、このあたりのところはいかがでしょうか。 【委　員】 　産廃税の施策効果っていうのですかね…。そのあたりについて、これも少し古くなるのですが、2017 年にレビュー論文みたいなものを私が書いたのですが、それによると、笹尾先生が 2012、3 年ぐらいに書かれているものと変わらない時期のものしか見つけることができませんでした。 　例えば、2014 年とか 2015 年あたりに、所属はわからないのですが、後藤正樹先生が「環境科学会誌」に出されている「建設廃棄物削減要因に関するデータ分析」とか、「産廃税建設リサイクル施策の最終処分削減複合効果の分析」など、そういった 2014 年、15 年度頃の分析はあります。 　また、2012 年なのですが、池松先生、平井先生、酒井先生が「廃棄物資源循環学会論文誌」に出されている「産業廃棄物税による廃棄物の排出・処理フローへの課税効果の品目別分析」といったようなものもあるようです。 　池松氏、平井氏、酒井氏の論文によると、私の読んだ範囲ですが、課税タイプと産業廃棄物の種類によっては、最終処分量削減効果や中間処理量の増加作用といったものが認められるのではないか…というようなことを言われています。 　排出抑制という部分については、その効果がなかなか確認しづらいということなのでしょうけれども、少し下流の方の最終処分量を削減する効果とか、中間処理量を増加させるようなものがあるのではないか…ということを書いておられますので、後藤先生の 2014、15 年の論文については、建設廃棄物に関する分析ですが、やはりこれも排出抑制効果には、どうも

	否定的ですが、最終処分量の削減効果については、肯定的な結論が出されていると、こういう研究はありますので、その廃棄物の産廃の量をどこにより細かく焦点を当てるかによって、どこを見ても全く効果がないというわけでもないというような評価は2014、5年ごろの研究からは見出すことができるのかなと思います。 残念ながら、排出抑制という一番優先的に取り組むべきとされている課題については、充分答えられているというような研究はなかなか見当たらないのですが、今、学術研究としてはそういう感じかな…と思いますので、さらにもう一つの角度から導入している県で法定外目的税ということでもありますので、一定期間ごとに課税の見直しの検証を行って、いくつかの県においては、「今のところ継続」という判断をされているわけです。 庁内で検証委員会のようなものを設置して、簡単なレポートを出されたり、外部の環境審議会とか廃棄物に関する審議会のような専門部会で、検証を行って大学の先生が入られて、少し専門的な見地からの検討を加えて、それなりに効果があるというのは、いろいろな曖昧なところもあるわけですけれども、調達した財源で産廃関連政策を充実することによって、不法投棄を防いでいると考えられるとか、色々な形で効果に関する分析というのは試みられてはいるということだと思いますので、学術研究もその後の動向をフォローするのに加えて都道府県レベルの検証報告書なども当たっていただくと、どういう風に評価されているのかとか、実際にどういうふうに役立っているのか、税収の活用の動向なども踏まえて、いろいろな情報が分かるのではないか…というふうに思います。 そのあたりもあたってみていただけるとよろしいかな…と思います。 【部会長】 フォローアップというか、ご意見等、頂戴いただきましてありがとうございます。 法定外税ですので、５年に１度ぐらいは見直しをしているかと思いますが、今まで導入されたいわゆる「産廃税」で廃止に至ったところはないと思いますので、その見直し時期にどういう論点で、どういう議論がされたのか等で、実績値などを確認できるということと、今ご紹介いただきましたいくつかの論文も踏まえて、総合的な検討ということで、必ずしもその笹尾先生の論文だけで、なかなか産廃で導入の削減効果がないという結論はもう少し慎重にご検討いただいた方がいいのではないか…というご意見だったかな…と思います。 事務局いかがでしょうか 【事務局】 私の感覚的なものですけど、やっぱり税が課されると、その時は少なくとも最終処分量は減って、その後、後横ばいになっていくようなイメージを持っています。このデータは2013年で、中身は2006年ぐらいのもので、ちょっと古さが目立ちますので、先ほど言われたような、他県の事例を研究するというのも有効かなと感じました。 【部会長】 ありがとうございます。あとは税の場合と環境保全協力金の差でありますとか、その基本の産廃税自身もかなりその方式が異なっているとか、或いは、産廃税でも都道府県と北九州市ではその制度設計という目的用途が異なっている等々のご説明もあったかと思います。 既存のものを、今後検討するにあたって注意しておくべきポイントなどございましたら引き続き、先生方からご意見やご質問・アドバイスをいただければと思いますが、これらの点についてはいかがでしょうか。 先生方にご意見いただく前に、前回の議論を踏まえますと、大阪府自体

	は産廃の受け入れと府外に搬出しているというところであれば、府内で処理している分は、統計上はたぶん少ないとなっていたかと思うのですが、その府内で処分しているもののほぼ全てが、和泉市が引き受けているというところをどう考えるのか…というところもあったかと思いますので、そこも踏まえまして、何か先生方からご意見・アドバイスいただければと思いますが、いかがでしょうか。 　また、もうひとつの論点としましては、先ほどのご説明にあったように、今まで実施している県でいうと、産廃行政の担っているという部分であるとか、北九州市も政令市ということで、ある一定の権限を持っていますが、和泉市は検討していくにあたって「普通市」ということで、そもそもその産廃の施策の様々な権限というものを大阪府が持っている中で、どの段階で、「中間処理」なのか、「最終処分」なのかというところもございますけれども、そもそもの立てつけも今日ご説明いただいたような実施例とは異なっている、このあたりのところも先生方から気をつけていたほうがいいという点と議論をより明確にしていく上でご意見頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。 【委　員】 　資料の 10 ページというふうにスライドに書いてあるところで少しコメントしたいのですが、産廃行政に関する権限を持っていないと課税できないのではないか…という点に関してなんですが、産廃行政に関しては一部の事務を除いてということになりますが、基本的に 都道府県知事と政令指定都市及び中核市の市長が処理をするということになっています。 　福岡県と北九州市の関係はちょっと特殊なのですが、例えば、福岡県でいうと県内の政令市北九州市を除く、政令市福岡市がありますが、それと中核市のエリアにおいても課税をしています。 　法律上、福岡市や久留米市などの中核市エリアでは福岡県は産廃行政に関する権限は持っていないのですが、産廃で課税しますということで権限がないから絶対課税できないというような解釈は必要ないのではないかということです。 　処分場周辺の環境を維持するために、特別な施策が必要になっているとか、付随する事務があるのだということを根拠にすれば、産廃行政の権限にこだわらず、税を課すということができるのではないかというふうに私は考えております。 　法律に則って課税をするということはありませんので、産廃の権限はあまりハードルにはならないのではないかと考えています。 【事務局】 　これ以外の点も含めて、委員の先生方からご意見や、あるいは、ご確認事項、ご質問などいただければと思いますが、いかがでしょうか。 【委　員】 　例えば、福岡市は産廃税を導入して、北九州市も別の形態で導入をしているということだったのですが、結局納税してもらった税金は福岡県の場合の産廃では福岡県の方に納税されて、北九州市で入れられている税金については北九州市のみに納税されて使われているという理解であっていますか。 【委　員】 　まず、福岡県のエリアで福岡県の産業廃棄物税がかかっていて、北九州市においては北九州市の「環境未来税」という産廃税がかかっています。 　例えば、北九州市に産廃を埋め立てた場合は、北九州市に税収が入るということになります。いろいろな調整の結果、福岡県は北九州市の埋め立

	ての部分は、二重課税することになるので、税をかけないことにしたわけです。 　ですので、北九州市で埋め立てした場合は、北九州市のみに税収が入るということになります。ただ、福岡県は中間処理の焼却炉にも課税をするということなので、北九州市内で焼却をすれば、その分の税収は福岡県に入るという仕組みになっています。 【委　員】 　福岡県の税については、和泉市にも参考になるのではないかと思うので、議事録とか、税金の使われ方とか、どういう場合について目的税が使われているというようなことを調べたほうが、今後の和泉市の中で単独で入れるのか大阪府で産廃税を導入して最終的には和泉市で使われている産廃処分場についてかかっている話だよっていうようなことになるのかがだいぶ変わるのではないかと直感的に思いました。 【部会長】 　事務局から何かございましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。 【事務局】 　福岡県と福岡市、北九州市に関する事例は、参考になる事例だと思いますので、次の専門部会等でその事例紹介をさせていただければと思います。 【部会長】 　ありがとうございます。 【委　員】 　県レベルの産廃税の話なのですけれども、県というのは「廃棄物処理法」上、処理の計画や業者の許可の権限を持っており、県域に関しては処理量別にマネジメントしていくなどの権限を持っています。 　そういったところから、新規はなかなか難しいので、できるだけ延命できるように排出抑制等を促進しようという発想から導入をしていたということになると思います。あくまで、県域全体で産廃の量をマネジメントするという観点が強いと思います。 　対して、基礎自治体の北九州市の場合は、エリアでの環境政策の充実のために財源を調達するという形で、視点が違っています。 　基礎自治体とはいえ、北九州市の場合は政令市ですので、産廃の権限を持っているのですが、市の環境政策を市の政策の柱にして、財源を強化して取り組むために税を導入するということだと思いますので、同じ産廃税でも視点が違うのかな…というふうに思いました。参考にする場合は、その点については、注意が必要になるのかなと思います。 　先ほどのコメントの中に、和泉市で産廃税を設定する場合、大阪府として設定したとしても実質処分場があるのは和泉市だけなので、税収活用は和泉市だけになる可能性があるのではないか…というご指摘があったのですけれども、「不法投棄の防止」や「環境教育の推進」など広く使うとすれば、必ずしも府レベルで税を創設した場合、税収が和泉市にどれぐらい使われるかというのは定かではなくなると、あくまでも大阪府の産廃政策の中で使われることになると思いますので、やはり和泉市として処分場関連の政策課題に、どういったものがあるのかということをしっかり検討した上で、必要性があるということであれば、市として主体的に税を設計していく必要があるのではないかと思います。

	【部会長】 ありがとうございます。 県と北九州市では恐らく県はその産業廃棄物というか、行政の中での立てつけということで、北九州市の場合は北九州市の大きな計画の中での安定的な財源確保のために、ここに着目をするというところで、立てつけが違っていて、先ほどのご発言だと、やはり基礎自治体レベルで考えていくほうが、今回の議論の中では望ましいのではないか…と大阪府全体の産業廃棄物政策の中の一つとしてこれを位置づけるというよりは、和泉市独自の環境政策を推進するための安定的な財源確保というか、施策がリサイクルや廃棄物関連なのかどうかは別として、やはり基礎自治体として、こういった問題について考えていくという道の方が、より和泉市の実情に沿っているのではないか…というご意見だったかと思います。 事務局、いかがでしょうか 【事務局】 「北九州市バージョン」で行きたいという思いはありますが、どうでしょうかね…。ハードルもあるのでしょうけど、「北九州市環境未来税」という名前も大事で、我々も出来ればそういうような感じで行きたいんですけど、ヒントをいろいろなところから吸い上げて参考にしていくというところでしょうか… 【部会長】 「本市への適用性」というところにも書かれているように、処分場というか、最終処分のところに着目するにせよ、処分場自体は許可を得て胸を張ってやっている事業なので、そこに対して、例えば、その近隣の山やら森やら里山やら林野でも構わないですが、そこに対して広く利益のある緑の一部を利用して事業しているというようなものに対する相応の負担が求められるのかどうか…というところは、やっぱり最後まで議論が残るのではないか…と私なんかは考えたりするのですが、別の視点からでも結構ですので、何かご意見やお考えなどありましたらお願いいたします。 【委　員】 確認させて頂きたいことがございまして、福岡県以外でも三重県だとか、いろいろな県で産廃税を導入していると思うのですが、県に入った税収が基礎自治体に対して交付税、交付金じゃないですけども、そういったように地元政策のための「税の流れ」としてはあるのでしょうか。 また、大阪府の場合、大阪府で処分される廃棄物のほぼ全てが和泉市で処理されているとのことで、いわゆる近隣施設に対する企業間の不公平が生じていると思うのですけど、大阪の場合、それを公平にするために通常であれば、府が税をかけて、それを和泉市に還元するというのが、公平性が担保されているのですけれども、現在そうではないので、それの担保のために和泉市独自で産廃税を導入するといった根拠があればいいなというふうに思っていまして、他の県レベルで産廃税を導入していて、その一自治体で、町村だとか自治体レベルに何か税の関係があるかどうかというところについて、もしご存知であれば教えていただきたい。 【部会長】 今のご質問で、何か事務局の方で補足等ございますでしょうか 【事務局】 大阪府から何か交付金みたいなものがあるか…というお話ですね。 現時点で把握しておりませんので、調べさせてください。

	【部会長】 今の点について先生のほうから、補足等あれば、お願いします。 【委　員】 産廃税を導入している県で、その県におけるその処分場を抱えている基礎自治体などに税収活用されているのか…というところだと思います。 具体的に、ここでこういうものというのは、把握していないのですけれども、いろいろな県の検討段階の資料を見たり、その後の税収活用の実績で検証報告書を見ている限りでは、市町村レベルに補助金を例えば、その不法投棄の監視に補助を出すとかそういう形で市町村に対して税収の一部が向けられると、県独自の政策のみに使われているというわけではなく、県域の環境を守るためには、県内の市町村、やはり第一次的に住民から通報があったりするのは、基礎自治体だと思いますので、そういったところで基礎自治体の協力が県としても欠かせないというところから、税収を一部、市町村に配って協力を得ているというような事例はあると思いますので、導入県の資料を探せば見つかると思います。 【委　員】 現状では、大阪府から和泉市に何かそういう不法投棄対策に対する補助は、ないですか。 【事務局】 我々の予算のなかで、歳入としてそういう項目はないので、無いのかなと思っているのですが、別途、例えば、大気だとか、水質だとか、そういう移譲事務にかかる交付金が入ってきてはおります。 【委　員】 基礎自治体で産廃処分場を持っている自治体でも、和泉市さんのように府が産廃税を導入していない自治体と産廃税を導入している自治体では自治体レベルでも差があるというふうに現状になっていると思いますので、処分場立地自治体における公平性を確保するためにも、産廃税のようなものを導入しても差し使えないのかな…と感じました。 北九州市の場合、産廃の最終処分業者及び市内の自家処分業者ということになっておりますが、和泉市内には自家処分業者というのは他にあるのでしょうか。 対象をどこまでにするかというところが一つ課題になると思います。 【事務局】 最終処分業者としては一社だけでして、自家処分はおそらくないと思います。破砕施設や、焼却炉を有した中間処理業者は８つほど府の許可をもったところがあると思います。 【委　員】 事前協議を制度として導入している自治体があると思うのですけれども、詳しく分からないですが、事前協議というのはどういったことを事前協議するのですか。単純に量だけですか。 【事務局】 量を協議したり、他には、どういった産業廃棄物なのか、どういう業種を使って入れてくるのか…というのを事前に協議して OK をもらったら搬入できるという制度になっています。 【委　員】

	ダメなケースは別に協議して、これはいい、これは悪いというのがあまりなさそうですし、一度この条件でいいといったら、他の場合も同様に扱わないといけないと思います。あまりこの事前協議というのは効果が薄いのかな…とも思いますので、やはり事前協議よりも、産廃税のほうが効果的なのかなというふうには思いました。 私からは以上です。 【部会長】 ありがとうございました。認定業者というか、先ほどの初めのスライドでいうところの中間処理業者は登録上８か９ぐらいあって、産廃最終処分業者は１社で市内の自家処分事業者はないということですね。 具体的に制度設計して行く上で、対象となり得る事業者というのがどの程度なのかという議論も、今後進めていければということと、協力金の場合の事前協議っていうのは、結局のところ、認可されているものは全部入れていくということを考えると、やはり協力金というよりは税という形で、制度設計、議論したほうがいいのではないかというようなご意見だったかな…と思います。 事務局のほうは、何か今のご質問等々についてお考えや逆にちょっと気がかりなところなどありますでしょうか。 【事務局】 最終処分場は、議論してきたとおりなのですが、中間処理業としまして、例えば、大阪府の中に「アセス条例」というのがありまして、焼却炉で１日 100 トン以上の物を燃やした時には条例にかかるということで、ハードルが上がるのですけど、中間処理業でもアセス条例にかかるような施設については、産廃税ないしは、協力金を求めていくのはどうか…とは思います。 最終処分場との兼ね合いももちろん出てくるのですが、環境負荷があるとは、なかなか言えないようですけど、将来へのリスクの回避といいますか、その辺の意味合いで課税なり協力金を求めることができないか…という考えを持っています。 【部会長】 ありがとうございます。先生、続けてお願いいたします。 【委　員】 協力金に関してですが、少し調べてみたら、「環境保全協力金」の場合は、県がやっている場合は県外から入ってくるものについてのみ事前協議をするということなので、域内で発生して域内で処分されるものと域外で発生して持ち込まれるものを明確に区別している訳なんですよね。 おそらく、関東から周辺の県に大量に持ち込まれることによって、持ち込まれた地域で不法投棄事案などが発生すると、持ち込まれたくないし、そういった環境汚染の不法投棄によるリスクも上がるので、なんとか対策をしたいと、これはあの東北三県の産業廃棄物での検討などでも言われていたことではありますけれども、それとその協力金というのは、そういう意味で外から入ってくる分によりその重い環境を汚染するリスクというのでしょうかね、そういったものを見出して特別に域外から来るものを差別して、負担を求めるものになる訳です。 和泉市の場合は、域内と域外の区別はあまりなく、ほぼすべて域外ということになってくると思うので、この環境保全協力金っていうのが、そのどれくらい有効なのか、既存とは違った制度構築の検討が必要というのが、その辺りも踏まえて、言われているところなのかもしれないですけれども、域外から来るものを特別にどうこうというよりは、やはり先ほど部

	会長もおっしゃったように、税になると、域内・域内問わずに公平に扱うというのが原則になるので、産廃税というふうな枠組みの方が、産廃問題に対処する、あるいは、産廃の根本原因である量を減らすような働きかけを調べるとしても、しようという風な動機からは適切な手段になるのではないかな…と思います。別の枠組みから保全協力金を検討するということが提案されていると思いますが、ちょっとイメージがつかないなというふうに思っています。 　それが一つと、もう一点、長くなりますが、その環境リスクあるいは、環境負荷と言った言葉が、先ほどから出てきていると思いますけれども、処分場あるいは処分業については、やはり法律に定められた基準を満たしている限りは、「ない」と考えなければならないと思うのですが、その基準を守って操業されている限りにおいてだと思います。 　ところが、事故であるとか、災害、地震、洪水とか災害が多発する時代になってきていますので、そういった外部的な要因で設置の基準を満たし続けるということができなくなる可能性はあると思います。 　その場合、やはり被害をこうむるのは、地元自治体周辺の地域であると、これはやはり処分場がない状況と比べると処分場が立地することによるリスクと思いますので、こういったものはその処分場に起因する環境リスクというふうに言っていいのかな…と思います。 　さらに、処分場自体が基準を満たして運用されていたとしても、周辺の環境への負荷というものが、例えば、産廃を乗せたトラックの往来による交通混雑であるとか、事故の発生確率が上がるとか、道路の損傷が通常よりも早くなるとか、あるいは、騒音であるとか振動であるとかですね、そういった負荷というのは、市内全域とは限らないかもしれませんけれども、処分場の周辺地域においては、やはりそのような負荷というものがあるというふうに考えてよろしいのかな…と思っています。 　また、先ほど地図なんかも出ておりましたけれども、悪臭であるとか水質であるとか、この辺りの基準はその設置基準を満たしている限り、基準内ですって言われたらそこまでなのでしょうけれども、潜在的なリスクですね、それと実際にその周辺関係の一定の負荷というのはあると思われますので、こういったものを抱えて市民の方が暮らされている、そういったものの影響を緩和するような政策というのが、地元の市には求められるのではないか…というところなど、十分に考慮しなければならないのではないかと思います。 【部会長】 　ありがとうございました。 　立地そのものに対して潜在的なリスクがあるという点と、立地することによって、例え基準を満たしていても、大型トラックがたくさん入ってくるとか、周辺の様々なサービスに対してプラスアルファの付加をもたらす可能性があるというところも根拠として議論していく必要があるのではないか…という貴重なご意見だったのではと思います。 　また、先ほどのアセスにかかる中間処理施設の話ですと、中間処理施設が周りに及ぼす潜在的なリスクとあと最終処分場があることによる周りに及ぼす潜在的に同じ産廃を使っていても、そのどの段階で負荷をかけているのかっていうのは異なってくるような気もいたしますので、そこも含めてご検討いただければと思います。 　実は、「資料２－２」のほうで、既存の法定外制の導入事例とか、「資料２－３」で産廃税の導入の可能性についての議論などもおまとめいただいておりますので、行きつつ戻りつ致しますが、この点について議論を進めていただければと思います。 　それでは、「資料２－２」の説明に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

	よろしくお願いいたします。 （事務局から説明） 【部会長】 ありがとうございました。これまでの議論を踏まえた上で産廃税、それから協力金についての、制度設計についてはいくつかの考慮すべきポイントがあるということをおまとめいただいているのではないかと思います。 ここへ行き着くまでに、先ほどの議論を踏まえますと、潜在的なリスクといったようなものを根拠にできないか…という議論ですとか、大阪府の産廃税を和泉市が引き受けているということを根拠に何か議論を立てられないか…というところ、それから、徴収対象者については、排出事業者か中間処理業者か最終処分業者かということで、それぞれにかけるのか、どこかに狙うのか、それぞれ例えば、排出事業者だったら、その課税対象は中間処理業者だったらというところも、一応まとめて書かれていますけれども、全部になのか、個別になるのかというところも、今後の議論が進んでいくところなのかな…と理解させていただいています。 まずは「地価」といったことについて、少し先生のほうから研究の方を進めていただいているという話もございますので、その件についてお伺いしてから、これまでの事も踏まえまして、今日出てきた事務局の導入案、それから、負担を求める理由等々について、先生方のご意見やご質問を伺いたいと思います。 それでは、「地価」の件からお願いいたします。 【委　員】 １０年、２０年以上前から研究は行われておりまして、ただし、それは海外の研究で、日本国内で施設立地と地価の関係性ということを分析した研究はなかったので、そのあたりを調べてみようかな…と思っております。ただし、データにかなり制約がありまして、限られた中での解析になりますので、現在いろいろ苦労しております。ある程度まとめましたら、報告させていただきたいと思っております。 【部会長】 ありがとうございます。今のところデータの制約はあるものの想定としてはどのぐらいの期間を考えていらっしゃるのでしょうか。 【委　員】 データの制約というのが、その期間のことでございまして、地価に関するデータでは、かなり古いものからあるのですが、処分場立地に関するデータに関しては、2012 年の段階でしかなくて、なおかつ、和泉市内だけに特定するとサンプルがかなり少なくなってしまって、分析ができませんので、全国レベルでの分析なのですけれども、どうしても 2012 年時点でしか解析できないというような状況です。 【部会長】 全体的な傾向がもし取れれば、それを根拠にさらなる議論が進められるということかと思いますので、かなり工夫いただかないと難しいのかなと肌感覚で思ったりしますが、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、先生に向けてでも結構ですし、今回最終的に出てきた導入案とその前提となる担税力があるとか、負担を求める理由とか、その辺りも含めて先生方からご質問やご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

	【委　員】 少し戻ってしまうのですけれども、他の自治体での既存の産廃税を見ていると、おそらくどこも一律「１トン当たり千円」となっているのですが、この金額がまず適切かというのが私はわからなくて、例えば、先ほど先生が言われたように、今後は南海トラフ地震など、さまざまな災害が増えていくかもしれないわけで、お金をある程度確保しないといけない中で１トン当たり千円という金額で本当にいいのかな…と思います。 【部会長】 実際に導入されているところは、１トンあたり千円くらいということですが、結局何に使うのかと何を根拠として集めるのかということにも関わってくると思います。妥当性みたいなものをどう担保するのかというところと思いますが、この点については事務局、いかがでしょうか. 【事務局】 大阪府は、産廃税は導入しないという方針で、現時点でもそのような状況と聴いておりますので、和泉市独自でというところですね。千円の根拠は、これまでいろいろと調べたのですが、千円がスタンダードみたいになっていて、よくわからない感じだったのですが、距離だったかな、その県外から持ち出す２０キロとか距離が、千円を超えるとどうかみたいな話もあったかと思います。 品目で金額を変えていくというのはどうかな…という話もありますが、安い品目もあれば、千円よりもっと高いものもあるのではないかということで、品目ごとに設定するのもありかもしれませんが、より煩雑になってしまうということもあって、現状は千円というところなのでしょうか…。 ただ、廃棄物焼却炉による中間処理業については、500 円や 800 円という事例も見かけましたので、金額の根拠はこれからいろいろと探っていければと考えています。 【部会長】 先ほど事務局のご説明の時に、先生から挙手ございましたのでお願いいたします。 【委　員】 全国の産廃税が千円になっている根拠というのは、最初に導入した三重県が制度設計をしている中で、これもひょっとしたら後付けなのかもしれませんけれども、一定の根拠をもってこれぐらいが妥当だというのを求めて、千円ぐらいというのを出して、あとはその税率が違うと、その産廃税率の違いを理由に、特定の地域に産廃が流れるのではないかというところで、そろえようという動きが起きたということだと思います。 三重県の算定に関する資料も持っていますので、ちょっと後で見てみて、どういう根拠に基づいて、その千円という数値ができたのか後でご連絡をできればというふうに思っています。 千円が処理料金からすると、品目にもよりますけれども、とても高いものとはいえなくて、「排出抑制効果を生じるのは難しいよね」といったような議論も、学術論文レベルでされているかどうかは別として、感想レベルで聞いたことがあります。 とはいうものの、積極的に異なる税率を設定することによって、産廃の税率の差が出てくると、そこで特定の地域に産廃が流入、流出するといった所を全て千円に合わせていっているというのが実情だと思います。 福岡県の 800 円、熊本県を除く九州各県が導入している産廃税は、焼却施設に入るときに 800 円で、最終処分場に入るときに基本、千円ということになります。

	焼却で、だいたい重量が２割ぐらいに減量されるので、減量前の産廃に800円かけておいて２割に減ったところで千円かけると実質200円の負担になって、排出量ベースでこの千円というのが九州各県の姿勢だと考えられます。 それ以外の三重県等は減量化された後の最終処分量ベースで、この千円ということになっているので、同じ千円に見えるのですけれども、熊本県を除く九州各県の産廃税については、焼却を経て最終処分される場合に、三重県など他の最終処分場で千円課税するところよりも重い負担がかかっているということは、ちょっと注意してみるべきかな…と思います。 表面的な千円ですけれども、実質を見ていくと、少し違った負担になっているというところはあります。 【部会長】 詳細にご説明いただきましてありがとうございます。 九州域では共通化されているということと、千円は千円でもその組成がかなり異なっているという点や、品目別に分けるかどうかというのは、税の簡素性みたいなところを考えると、一律のほうが、より効率的な制度になるのではないかということと、あとは地域ごとに差があるということで、恐らく制度設計される時に何らかの議論を経ているのではないかというご意見もありましたので、先生の資料をもとに事務局のほうでも直近の評価ですとか、制度設計の際の資料なども改めてご確認いただければと思います。 このことに関して、さらにということでも結構ですし、また、新たな観点からということでも結構です。何か確認事項等ですとかご意見とございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 【委　員】 ８ページに産廃税の課税方式が出ていると思うのですけれども、一番右の③の場合は最終処分業者というのが納税義務者ということになります。これに対して①と②の方式は、産廃を出している側の業者による排出事業者に納税義務を課していく発想で、対照的な考え方になっていると思います。この辺りが最終的に市としてどういう目的税を課すか、環境リスクにどういうものを想定するのかによって変わってくると思います。 処分場周辺地域で、さまざまな潜在的なリスクがあって、それに対する対応を地元自治体として迫られ、そういったものに対する財源を調達するために課税していくんだということになると、直接的には最終処分業者に負担を求めようではないかという考え方になってくると思うので、そういう点からすると③の方式になってくるかなと思います。 とはいえ、地元と共存する最終処分場に処分先を確保できるメリットというのは、排出事業者等にあるわけですので、そういった観点を重視し、できることならば、世の中の流れからいっても排出抑制というのを促進したほうがいい訳ですので、そういった観点からすると①、あるいは②の排出事業者側に負担を求めていく。 実際の負担がどうなるのかというのは、市場取引の中で決まってきますので、何とも言えないのですが、制度設計上、誰を納税義務者、あるいは、担税者が負担すべきものに想定するかというと、その課税根拠を総合的に検討していく必要があると思いますので、どういった財源を確保していくために、あるいは、どういった目的で課税しようとするのかっていうところをしっかり検討すると、おのずとタイプが決まっていくことになるのかなという気がしています。 最終的に納税義務者が最終処分業者のみの③のタイプは、１社ということになってしまいますので、特定の業者に対する課税となり、「狙い撃ち課税」ではないか…というような議論が出てくる可能性はあるので、そう

	いった点からすると、納税義務者が多数になっていく②の方式あたりが円滑に制度設計していけるのかもしれないという気もします。 　課税の考え方をしっかりとしたうえで、どちらにするかを選び取っていくというのが最終的に理解を得るためにも必要になってくるのでなはないかと思います。 　今日は時間も限られていますので、今回の議論も踏まえて、最終的にどういう理屈で誰に負担を求めているのかというのを整理していけば、おのずと決まってくるかなと思います。 【部会長】 　ありがとうございます。本日の部会の内容を踏まえた上で、次回さらに深堀りをして、課題を整理していくということでございますので、次回に向けたことでも結構です。 　先生方の方からご意見頂戴できればと思います。 　想定される、仮に１トンあたり千円だったとすると、最終処分場は１社だけということで、どのぐらいのその税収が想定されるのか、８、９社がある中間処理事業者については、これまでノーマークというかあまり議論をされてこなかったかと思うのですが、もしその人たちにこの制度設計の枠の中で、納税義務者となった場合にどのぐらいの負担を課すことになるのかといった具体的な数値などもあればいいかなと思いました。 　それでは、先生方から一言ずつでもお答え頂戴して、事務局のほうにお返ししようと思います。 【委　員】 　福岡市と北九州市の関係性でどういう形で納税したお金が使われているのかというポイントと、千円の根拠になった金額が三重県が発端であったということであれば、金額の根拠を業者さんに出す場合にも予め調べておく必要があるかなというのが一つです。 　次に、先生が先ほど言われたように、税金を何のために集めるのか、ゴミが入ってくるのを減らしたいためなのか、最終処分場に流れるゴミの量を減らしたいのかによって、どこに納税義務を課すのかというのが変わってくるということもありますし、納税先の最終処分場が１社ということであれば、１社だけに負担がかかってしまうので、結局その負担がかかる最終処分業者が、仮にそこに搬入する他の業者に転化するのかどうかということとかも含めて、どういう形での税金のかけ方をしたほうがいいのかというのを考えていくのがいいのかな…と思います。 　あと、排出事業者がどれぐらいいるのかということと、中間処理施設の業者さんも７、８社いるということで、仮に、その最初の段階での業者さんに税金をかけた場合に、業者さんたちが和泉市ではないところに移るとか仕事を別の自治体に代えるというケースも、もしかしたらあるかもしれませんので、その場合の影響などは、和泉市にはないのか…ということを考えた方が良いのではないか…というのが私のまとめの意見となります。 【部会長】 　ありがとうございます。先生お願いいたします。 【委　員】 　私も何を目的に課税するかによって、課税方式だとか金額が変わってくるかなと思っています。大阪府という都会で、その中でなおかつ１社だけということで大きな市場を現在独占している状態ですので、もしかするとほかの都道府県は千円で導入していますけれども、今回のケースは千円だと安いかもしれませんので、政策導入してちゃんと効果が出るように、制度設計が必要かなと思います。

	【部会長】 ありがとうございます。先ほど制度設計も含めて、いろいろご意見頂戴したところですが、追加的にありましたらお願いいたします。 【委　員】 和泉市で産廃税を導入する場合、おそらく①の方式は難しいだろうなと思います。というのも、排出事業者を納税議務者にすると、域外に多数の納税義務者がいて、その方に和泉市に申告して納付してもらうことが技術的にも事務的にも難しいのかなと思いますので、その点②の方式だと和泉市にある処分場で処分料金をとる時に一緒に税を取ってもらえるという点で事務的に非常に都合がいいと思われます。実情からすると②、③の方式かなと思います。 第１回ではなかったかと思いますが、中間処理施設の負荷に注目するのであれば、中間処理施設に搬入されるときにも課税をするという九州各県のタイプがオプションとして考えられることになっているのかなと思ったりしています。 中間処理施設をどのように扱うかというのは、慎重に検討してもいいのかなと思います。中間処理にも最終処分にも課税すると仕組みが複雑になってきますので、検討が必要かなと思います。 また、今後の市のビジョンですね。処分場・中間処理施設と共存していく中で税を活用してより安心安全に共存していけるシナリオを描くのか、あるいは、残念ながら環境汚染のリスクがあるので、できればフェードアウトをお願いしたいという中で、急にはそれができませんので、安全安心を確保するために必要な財源を確保するという感じでいくのか、市の政策の中で、あるいは、その市民の感情、感覚のなかで、どういう文脈で検討していったらいいのか…というところをお示し頂けるとシナリオも描きやすくなるのかなと思います。 それと、もう最後にしますが、税率を検討する１つの参考に周辺県の主要な処分場の処分料金等をもし調べることができれば調べていただいて、どれぐらい和泉市の処分場が各面で有利なのか、そういったところのデータがあると必要な財源規模に対して処分量で割り返してみると「トンあたり 5,000 円ぐらい取らないと追いつかないよ」と仮になった時に、それをかけてもその価格優位性というのが損なわれないので 6,000 円ぐらいまでの範囲で税率が検討できるのではないか…といった議論もできるかと思います。 或いは、千円でも価格優位性が崩れてしまうとなると周辺県に輸送費をかけても流れるといったことも考えられますので、そういった動向が掴めれば、周辺県の処分料金の概要でも構いませんので、調べて頂けると税率とか、財源規模を含めた議論に参考になるかなと思います。 【部会長】 ありがとうございます。 今回のご提案は、まちづくりに関する事業費ということで、市のなかでまちづくりに関わっていただくある程度の負担について、資源を利用しているという根拠にご協力頂けないか…というようであれば、ポジティブなシナリオに近づいていくのかなと思います。 この点につきましては、今日の議論を踏まえて、次回以降反映させて頂ければと思います。 処分料金については、是非お調べいただきたいのと、前回の実地調査だと全ての種類のその産廃を受け入れられる希少性の高い処分場だと処分場の方はおっしゃっていたように思いますので、品目別に分けて受け入れされているかもしれませんが、現状では全ての種類のものを受け入れるこ

	とが可能な京都と大阪のここ以外だと関西にはないかな…みたいな話もされていたので、そういったところも踏まえて、その処分料金問題についても、また、制度設計して行く上でのデータという意味では、是非揃えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 　先生方に非常にポイントを絞ってコメントいただいておりますので、事務局のほうから確認事項等ございませんでしたら、議題の２は以上とさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。 　それでは、最後に議事３につきまして、事務局よりお願いいたします。 【事務局】 　第３回の専門部会につきましては、福岡県の事例や１トン千円の妥当性など色々な情報をもとに議論を進めていけたらいいなと考えておりますので、引き続きご協力をよろしくお願い致します。 【部会長】 　ご説明ありがとうございました。本日委員の先生方に賜りましたご意見をもとにより具体的な政策を考えていく上での議論を進めてまいりたいと思いますので、引き続き宜しくお願いします。 【事務局】 　ありがとうございました。それでは、これをもちまして令和４年度第２回専門部会を終了させていただきます。 　委員の皆様方におかれましては長時間どうもありがとうございました。 以上